

(第1条関係) 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及び当該額に100分の20を乗じた額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及び当該額に100分の20を乗じた額の合計額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(第2条関係) 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及び当該額に100分の20を乗じた額の合計額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及び当該額に100分の20を乗じた額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(第3条関係) 寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(第4条関係) 寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。